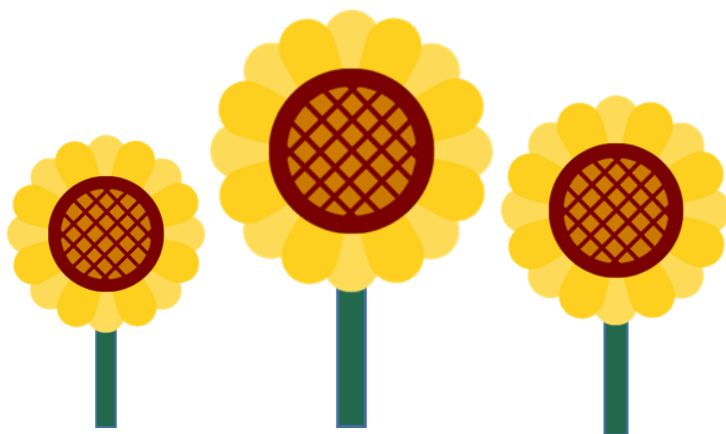


# 応募の手引き



## 秋 田 市 民 憲 章

わたしたちは伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

昭和36年6月25日制定

# 1 応募部門

## 学校花だん

保育所・幼稚園・  
小中学校・高等学校・  
各種学校など

## 地域花だん

町内会・老人クラブ・  
子ども会など

## 職場花だん

官公庁・会社・工場・  
各種団体など

## 家庭花だん

家族でつくっている  
花だん

## ★ 認定モデル花だん

2年連続受賞者が対象。審査対象外となりますが  
巡回時に撮影・認定証書を授与します。

# 2 応募方法・全県花だんコンクールについて

## 応募方法

所定の申込書（別紙様式）に記入し、**7月22日（水）までに秋田市民憲章推進協議会事務局**へお申し込みください。

## 🌸 全県花だんコンクールへの同時申込について

秋田市緑化コンクールの申込書は、全県花だんコンクール（秋田県花いっぱい運動会主催）と**共通の申込書**です。秋田市にご提出いただいた申込書は、そのまま全県コンクールへ転送します。**全県コンクールへの別途手続きは不要**です。

部門	全県コンクール申込
学校・地域・職場花だん・認定モデル花だん	自動的に申込（全員）
家庭花だん	<b>希望者のみ申込</b>

※学校・地域・職場花だん・認定モデル花だんについても、全県花だんコンクールに申込みしない場合はその旨をご連絡ください。


## i 審査について

申込・巡回審査は秋田市コンクールと全県コンクールで合同実施です（審査員も共通）。ただし、審査結果の通知・表彰式はそれぞれ別に行われます。全県コンクールの結果は「秋田県花いっぱい運動の会」から直接通知されます。

### 3 応募から表彰までのスケジュール

- 7月1日（水）  
**応募開始**  
秋田市民憲章推進協議会事務局へ申込書を提出（秋田市・全県コンクール共通）
- 7月22日（水）  
**応募締切**
- 8月上旬  
**巡回審査の日程をお知らせ**
- 8月25日（火）・26日（水）・27日（木）  
**巡回審査【秋田市・全県 合同実施】**  
応募されたすべての花だんを審査員が訪問します。（書類審査も実施）
- 9月上旬  
**秋田市緑化コンクール：審査結果の通知・表彰式のご案内**
- 10月下旬  
**秋田市緑化コンクール表彰式**
- 11月上旬  
**全県花だんコンクール表彰式**  
秋田県花いっぱい運動の会主催（結果は同会より通知）


### 4 表彰内容

 秋田市長賞

1点

 秋田市教育長賞

1点

 緑化推進委員会委員長賞

1点

 市民憲章推進協議会会長賞

1点

審査員特別賞

2点

最優秀賞

5点

地域貢献賞

2点

優秀賞

10点

精励賞

15点

※受賞者の氏名・花だんの写真等は表彰式・作品集・HPなどで公表する場合があります。

## 5 審査について

### 巡回審査とは

秋田市民憲章推進協議会が委嘱した審査員が、あらかじめ指定した日時に花だんを直接訪問して確認します。花だんについての聞き取りのほか、審査員によるアドバイスも行っています。審査時間は1団体につき約10分です。

### ★ 審査を受ける際のポイント

- ① 巡回審査（8月下旬）に花がきれいに咲くよう育てましょう。開花の時期を合わせるの難しいですが、ここが腕の見せどころです！
- ② 審査員に花だんについてどんどん質問しましょう。直接アドバイスをもらえる貴重な機会です！

### 審査基準（3つの観点）

#### ①活動・取組み

- ▶ 主体的な取組みやその姿勢
- ▶ 環境美化への取組み
- ▶ 活動の継続性・恒常性
- ▶ 人的交流・波及効果・活動規模
- ▶ 公共性のある場所での活動

#### ②栽培管理

- ▶ 健全な育成状況・開花の状態
- ▶ 病気発生の有無
- ▶ 草花や花木の育成特性を活かした栽培
- ▶ 長期間鑑賞できる花だんづくり
- ▶ 環境にやさしい栽培

#### ③デザイン

- ▶ 花だんの色具合・草花の配置
- ▶ 季節感豊かな花の演出
- ▶ 地域の気候・風土を活かした表現
- ▶ 花と周辺景観との調和

## 6 よくある質問（Q&A）

 はじめての方へ

**Q** 花づくりは初めてです。参加できますか？

**A** 経験や技術は問いません。花だんを育てることを楽しんでいる方であれば、どなたでもお気軽にご応募ください。巡回審査では審査員から直接アドバイスをもらえるので、コンクールへの参加自体が花づくりの良い学びの機会になります。

**Q** 花だんのサイズや場所に規定はありますか？

**A** 花だんのサイズに規定はありません。小さなプランターから大きな花壇まで、どのような花だんでも応募できます。場所についても特別な制限はありません。

**Q** 申込用紙はどこで入手できますか？

**A** 秋田市民憲章推進協議会のホームページからダウンロードできます。また、秋田市庁舎2階の中央市民サービスセンター窓口でも配布しています。なお、秋田市コンクールと全県花だんコンクールの申込書は共通様式です。

**Q** 申込書はどこに提出すればよいですか？

**A** 秋田市民憲章推進協議会事務局（秋田市庁舎2階 中央市民サービスセンター内）へ、**7月22日（水）まで**にご提出ください。窓口持参のほか、郵送・FAX・メールでの提出も受け付けています。全県花だんコンクールへの別途提出は不要です。

## 全県花だんコンクールについて

**Q** 全県花だんコンクールにも申込みたい場合、別途手続きは必要ですか？

**A** 不要です。秋田市へ提出した申込書（共通様式）がそのまま全県コンクールへ転送されます。**学校・地域・職場花だんおよび認定モデル花だんは、全員が自動的に全県コンクールにも申込となります。**家庭花だんのみ、ご希望の方のみ対象となります。

**Q** 全県コンクールの審査結果はどこから通知されますか？

**A** 「秋田県花いっぱい運動の会」から応募者へ直接通知されます。秋田市コンクールとは別に通知・表彰式が行われます。

## 審査について

**Q** 巡回審査はどのようなものですか？

**A** 審査員が事前に指定した日時にお伺いし、花だんを確認します。聞き取りやアドバイスも行います。審査時間は1団体約10分です。秋田市コンクールと全県コンクールの審査員が合同で実施します。

**Q** 審査基準はどのようなものですか？

**A** 大きく「①活動・取組み」「②栽培管理」「③デザイン」の3つで評価します。詳細は⑤の審査基準をご覧ください。

**Q** 審査の日に立ち会いは必要ですか？

**A** 原則として立ち会いをお願いしております。審査員によるアドバイスや地域貢献についての聞き取りを行う場合があるためです。ご都合がつかない場合は、事前に事務局へご連絡のうえ、不在のまま審査を実施いたします。

**Q** 雨でも審査は行いますか？

**A** 危険な天候等を除き、雨天でも審査を行います。中止の場合はご連絡いたします。

**Q** 過去に受賞したことがあります。また応募できますか？

**A** もちろん応募できます。ただし、令和8年度からは2年連続で上位賞（市長賞・教育長賞・緑化推進委員会委員長賞のいずれか）を受賞した花だんは「認定モデル花だん」として認定され、その期間中はコンクールの審査対象外となります（巡回訪問・写真撮影・認定証書の授与は引き続き行われます）。

## その他

**Q** 個人情報はどうに扱われますか？

**A** 応募時にご提供いただいた個人情報は、本コンクールの実施のみに使用します。受賞者の氏名・所属・地区・花だんの写真等は、表彰式・作品集・ホームページ・広報誌等で公表される場合があります。応募をもってこれらの取り扱いに同意したものとみなします。

## 7 お問い合わせ・応募先

### 【応募先・秋田市コンクール】 秋田市民憲章推進協議会 事務局

**住所** 〒010-8560  
秋田市山王一丁目1-1  
秋田市庁舎 2階  
中央市民サービスセンター内

**TEL** 018-888-5653

**FAX** 018-888-5641

**メール** akiken@city.akita.lg.jp

**時間** 平日 8:30～16:15

### 【全県コンクール結果・問合せ】 秋田県花いっぱい運動の会

**住所** 〒010-1403  
秋田市上北手荒巻字堺切24-2  
遊学舎内

**TEL** 018-839-8191

**FAX** 018-839-8192

**時間** 平日 10:00～16:00